# 尼崎市監査公表第7号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年4月26日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 藤川千代

同 別府建一

同 明 見 孝一郎

# 措置通知表【財務・行政監查】【指定管理者監查】

1	措置を講じた局	教育委員会事務局
2	監査結果報告日	令和 2年 3月24日
3	措 置 通 知 日	令和 3年 4月21日

4 監査結果の内容(\*監査事務局で記載する。)

図書館行政における目標設定について

図書館行政における目標設定について、以下の問題点が見受けられた。

- (1) 令和元年度策定の教育振興基本計画では、市民1人当たりの貸出冊数が中核市平均と 比較して少ないという課題認識が示されており、図書に親しむ機会の創出に向けて取り 組むとしているなか、施策評価において、現在は「図書の貸出冊数」という目標指標を 設定しているが、他都市と比較した場合の「人口に対する利用者数の割合が小さい」と いう本市の特質が反映されていないという状態である。
- (2) 図書等購入事業に係る事務事業シートにおいて、図書館所蔵資料数 (=蔵書冊数)を目標指標としているが、所管組織としては本市の図書収容能力は既に限界の状態であると考えており、蔵書冊数も図書費も増やすことができないことから、蔵書冊数を目標指標とすることには意味がない。
- (3) 尼崎市立北図書館に指定管理者制度を導入しており、指定管理者の管理運営状況について、毎年度調査の上でモニタリング評価を行っているが、評価の裏付けとなるチェックリストを調査したところ、指定管理者が行う業務の活動評価指標が設定されておらず、不適正なモニタリング評価が確認された。

これらは全て、事業効果や業務の達成度を適正・適切に測る指標が設定されておらず、 評価の基準が不明瞭であるという問題事例であるが、その背景としては、本市における図 書館行政の目的が明確ではないことで、重視すべき施策・取り組むべき課題が曖昧となり、 目標指標を設定し難い状況であることが挙げられる。

#### <措置を求める事項>

本市図書館行政の目的を明確にし、実現のための具体的な方策を体系的に整備するとともに、市民ニーズについての調査・分析を踏まえた上で、施策評価、事務事業シート、指定管理者の活動評価といった各種評価において、本市の実情に則した目標指標を設定し、適切・適正な評価及び改善につながる仕組みを構築すること。

#### 5 措置の内容

令和3年3月に本市図書館行政の目的及び今後の方向性を定めた「尼崎市立図書館 基本的運営方針」(以下「運営方針)という。)を策定した。策定にあたっては、市民 をはじめとした様々な視点からの意見・要望を聴取し運営方針に反映させることで、 可能な限り市民ニーズに応えられるものとした。また、運営方針の実施期間を10年程 度とし、市民1人あたりの貸出冊数や来館者数など複数の成果指標を設け、それぞれ に目標値を設定した。

施策評価表、事務事業シート、指定管理者の活動評価におけるそれぞれの指標・目標値を次のとおり改善する。

### (1) 施策評価表

令和3年度(令和2年度決算)施策評価より、阪神間他都市や中核市と比較し特に低水準にある「市民1人あたりの貸出冊数」を評価指標とし、令和4年度の目標値については運営方針の目標値に連動した数値とする予定である。

## (2) 事務事業評価表

令和2年度(令和元年度決算)事務事業シートより、「市民1人あたりの貸出冊数」を目標指標とした。さらに、令和3年度(令和2年度決算)事務事業シートでは、指標の目標値・達成年度を運営方針に合わせた数値とする予定である。

## (3) 指定管理者の活動指標

令和2年度よりモニタリング評価のチェックリストを実態に合わせたものとした。 また、指定管理者と協議し、運営方針や各種行政評価における評価指標をもとに令和 3年度の活動指標を設定することとした。

今回受けた指摘を踏まえ、市民の情報・交流拠点としての役割を果たすために、今後は運営方針をもとに各年度ごとの事業計画を作成し、計画的な事業の実施に努める。

併せて、実施した事業について適宜点検・評価を受ける体制を整え、必要に応じ改善等を行い、効率的・効果的な事業実施に努めていく。

# <記載要領>

- ・ 監査結果報告日:監査の結果を市長に提出した日(事務局が記載する。)
- 措置通知日:局が監査委員に措置の通知をした日(局が記載する。)